

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780084

研究課題名(和文) 伝統的知識の保護の在り方に係る統合的研究

研究課題名(英文) Integrative research on approaches to the protection of traditional knowledge

研究代表者

田上 麻衣子(Tanoue, Maiko)

専修大学・法学部・准教授

研究者番号：80408020

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：継続的に国内外の文献調査や伝統的知識の利用に関連する団体や研究者・実務家等との意見交換を行い、伝統的知識の保護に関する論点や課題を整理した。また、伝統的知識の保護という観点から、名古屋議定書の実施に係る諸外国の立法について比較研究を行い、伝統的知識の保護をめぐる課題について考察を行った。それらをもとに、特に実施可能性や研究開発活動に与える影響に留意しつつ、理論的、実務的検証を丁寧に行い、伝統的知識の保護の在り方に係る考慮要素の再構築を行った。

研究成果の概要(英文)：Continuously, I carried out literature research, performed exchange of views with organizations, researchers, etc. relevant to use of traditional knowledge, and overhauled the points of controversy and subjects about protection of traditional knowledge. Moreover, I performed the comparative study about legislation of the foreign countries concerning enforcement of the Nagoya Protocol from a viewpoint of protection of traditional knowledge, and considered the subject involving protection of traditional knowledge. Caring about the feasibility and the influence of research and development activities based on traditional knowledge, I performed theoretical and practical analysis carefully and reconstructed the consideration elements concerning the protection of traditional knowledge.

研究分野：知的財産法

キーワード：伝統的知識

1. 研究開始当初の背景

1992年に採択された生物多様性条約(CBD)において、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分(ABS)について規定されたことにより、遺伝資源に富む開発途上国等において遺伝資源へのアクセス規制が進み、ABS問題は大きな南北問題となっている。また、CBDの中で伝統的知識の保護についても規定されたことで、その保護のあり方をめぐる議論が始まり、各国及び関連する国際機関において今日まで検討が続けられている。

遺伝資源及び伝統的知識に関するABS問題の解決を一つの議題として開催された2010年のCBD第10回締約国会議(COP10)では、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(名古屋議定書)が採択された。名古屋議定書は親条約であるCBDと比べて伝統的知識の保護に関し一歩進んだ内容を定めている。具体的には、先住民や地域社会の遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスに関し、先住民等の事前の情報に基づく同意(PIC)の取得や相互に合意する条件(MAT)の設定を確保するために、締約国に対し、適宜、国内法令に従って措置をとるよう求めている。また、利益配分に関しても、伝統的知識の利用から生ずる利益が先住民等に公正かつ衡平に配分されるよう、締約国は、適宜、立法、行政又は政策上の措置をとらなければならないと規定している。本研究開始時には、名古屋議定書の採択を受けて、遺伝資源や伝統的知識の提供国、利用国の双方で法整備の要否やその内容についての議論が行われており、また名古屋議定書に関連する多様な論点について、締約国会議(COP)で議論が重ねられていた。

一方、こうしたCBD関連のフォーラムにおける議論のほかにも、国連の知的財産に関する専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)において、伝統的知識の保護に関する議論が行われている。さらには、世界貿易機関(WTO)、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)、国際連合食糧農業機関(FAO)、世界保健機関(WHO)等、複数の国際機関においてそれぞれの所管事項の関連で伝統的知識の保護が議論されている。

このように、本研究開始時には、伝統的知識の保護をめぐって、複数の国際機関で並行的に議論が進行しており、伝統的知識に係る条約や国際文書の策定なども検討されていた。また、上記条約や国際機関の動きを受けて、各国で遺伝資源及び伝統的知識の保護に係る法整備が進められており、我が国でも名古屋議定書への対応についての検討が行われていた。

2. 研究の目的

国内外において伝統的知識の保護に係る議論や取組が急速に進められているにもか

かわらず、本問題に関する学術研究の蓄積は国内外を通じて非常に少ない。伝統的知識の保護に係る今後の議論の行方は我が国の政策決定、企業等の研究開発、学術研究等の多様な範囲に影響が及び可能性があるため、多様な学際的視点と理論的・実務的観点からの検討を求める声は多い。本研究課題はこうした国内外の動き及び要請を受けたものであり、伝統的知識の保護のあり方について統合的な検討・考察を行い、伝統的知識の保護のあり方やアプローチを提示することを目的として実施した。

3. 研究の方法

伝統的知識の保護の問題は、環境保護、南北問題、先住民の保護、無形文化遺産の保護などの多様な観点が複雑に絡み合う領域横断的な問題である。また上記のとおり諸外国や複数の国際機関で法整備や条約策定などの動きが並行して進められており、それらの膨大な資料を継続的に調査・分析する必要がある。本問題は非常に重要な課題であるにもかかわらず、問題の学際性や複雑性、研究の継続性、調査資料の分量等の問題から、伝統的知識の保護に関する研究を行う研究者は国内外で限定されており、断片的な限られた研究しか存在しない。

こうした研究の不足が顕著な分野において、本研究は、国内外の本課題に係る研究業績や関連分野の研究業績等を統合して伝統的知識の保護に係る論点を集約・分析するとともに、関連産業・学術機関の実態把握を行うことで現実的な伝統的知識の保護のあり方に係る論点の全体像の再構築を図るものである。

具体的には、文献調査や海外調査などを通じて、国内外の関連研究成果の分析・集約、諸外国及び関連国際機関の立法動向の把握、我が国の伝統的知識の保護状況の把握や関連団体等との意見交換などを行うことにより、論点整理を行い、現実的なアプローチを導き出すという方法を採用した。

4. 研究成果

(1) 平成25年度

最初の年となる平成25年度は、主として国内外の動向及び研究状況の把握・整理を行った。伝統的知識の保護に関する国内外の文献・資料の収集等を行うとともに、名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会への参加、関連する多様な分野の有識者・実務家らとの意見交換・ヒアリング、伝統的知識の保全・保護の現状に関するフィールドワークの実施等により、論点の整理・課題の抽出を行った。また、並行してCBD関連会合やWIPOにおける国際的な議論の状況を分析し、全体像の把握に努めた。

諸外国の動向に関しては、名古屋議定書の実施に向けて各国が立法措置等の検討を進めていたことから、幅広く情報収集を行った。

地域統合へ向けた動きが加速している東南アジアについては、地域的な取組についての調査を行い、その成果をまとめ公表した。さらに、我が国への影響が大きい中国の立法動向についてもフォローした。

この他、名古屋議定書の実施に係る EU 規則について、起草・採択の過程における資料を収集し、その内容及び主要論点の分析・研究を進めた。

(2) 平成 26 年度

平成 26 年度は、前年度に引き続き、国内外の動向及び研究状況の把握・整理、及び、国内の関係機関（企業・学術機関等）へのヒアリング調査を実施した。

平成 26 年度には、CBD 関連で名古屋議定書が発効要件を満たし 10 月 12 日に発効した。これを受けて、CBD 第 12 回締約国会議 (COP12) に続いて名古屋議定書第 1 回締約国会合 (COP-MOP1) が開催され、これら会合で伝統的知識の保護に関する議論が行われた。

他方、世界知的所有権機関 (WIPO) では、伝統的知識の保護に係る国際文書案の起草が行われていたが、多様な論点で各国の意見が対立して合意形成には至らなかった。また、国内の動きとしては、平成 26 年 3 月に名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会の報告書がとりまとめられ、現在関係各省において具体的な措置のあり方について検討が進められていた。

こうした国内外の動きの中で、まず COP12 における伝統的知識に係る議論について整理し、公表した。また名古屋議定書の発効に前後して提供国又は利用国として国内法の整備等を行った国等の中から、EU (利用国措置) 及びインド (提供国措置) を選び、制度の内容を調査・分析して成果を公表した。

我が国における名古屋議定書関連の国内措置のあり方に関しても、関係者と意見交換を積極的に行い、論点の抽出や課題の整理などを行った。

平成 26 年度末は研究期間の中間点となることから、国内外の状況を踏まえて平成 27 年度以降の実施計画について見直す予定であったが、国内外の動きの把握・分析が順調に進んだことで、実施計画の再検討を行うことができた。特に名古屋議定書の発効は、本研究実施において非常に重要な動きであったが、研究開始時点で発効を想定して状況に応じて選択可能な複数の実施計画をたてていたことから、それを基に適宜実施計画の再検討・最適化を行った。

(3) 平成 27 年度

平成 27 年度は、国際的な側面から、名古屋議定書の下での諸外国の対応状況について、引き続き調査・分析を行った。伝統的知識の保護についての主たる議論の場である第 9 回 CBD 第 8 条 j 項及び関連条項に関する作業部会に参加し、平成 28 年に予定されて

いる CBD 第 13 回締約国会議 (COP13) に向けた作業状況の把握や論点整理等を行った。

また、WIPO では、伝統的知識の保護等に関する国際文書作成について各国の意見が対立したためマンデートの合意ができず、議論が一年間停止していたが、マンデートが合意され議論が再開されたことを受けて、議論の進捗を確認し、論点整理・課題抽出を行った。

このほか、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の影響等について分析するとともに、国内外の関連文献・資料の分析を行い、理論的整理を行った。

他方、国内では名古屋議定書の批准及びその場合の対応措置について検討が進められていたことから、上記海外の状況を踏まえつつ、関係者と研究会を実施し、問題意識の共有をしたり、他分野の研究者等と意見交換を行ったりすることにより、我が国の企業・大学等に対する影響の分析、問題点や対応策の検討等を行った。

これらの研究成果については、論文、セミナー発表等により適宜公開した。また、名古屋議定書に対する日本の対応に関し、関係省庁間で議論、検討が進められていたため、適宜、国内外の関連情報の提供、助言等を行った。

(4) 平成 28 年度・まとめ

平成 28 年度は本研究の最終年であったため、引き続き国内外の最新状況の調査・研究を行うとともに、まとめとしてこれまでの成果をもとに伝統的知識の保護に関する論点を整理し、理論的、実務的検証を丁寧に行い、伝統的知識の保護のあり方に係る考慮要素の再構築を行った。

具体的には、我が国において名古屋議定書の早期批准に向けた国内措置の検討が進められていたため、伝統的知識の保護という観点から、名古屋議定書の実施に係る諸外国の国内措置 (主として利用国措置) について比較研究を行い、伝統的知識の保護をめぐる課題について考察を行った。特に、伝統的知識の保護に関する制度については、保護対象や権利者の範囲・同定、保護期間、利益配分の対象及び方法等の様々な問題があり、十分に機能する制度の構築には課題が多い。現実的な制度設計を行うために、我が国の伝統的知識の保護・保全状況の把握等も行いつつ、伝統的知識の利用に関連する団体や研究者・実務家等と積極的に意見交換を行い、特に実施可能性や研究開発活動に与える影響の観点から、望ましい制度・アプローチ方法について検討し、論文として公表した。さらに、社会人類学や民俗学などの他分野の研究者との意見交換も行い、新たな視点から伝統的知識の保護を捉えることもできた。

この他、平成 28 年 12 月には、CBD 第 13 回締約国会議 (COP13) が開催され、伝統的知識の保護に関する文書が議論・採択されたことをうけて、重要な文書の翻訳・検討を行い、

公表した。

研究期間を通じて、多くの成果が得られたが、それらについては、適宜、論文等で公表するとともに、学会や研究会等において積極的に発表した。また、企業・研究機関等からの相談を受け、円滑な研究活動の実施のために、適宜、助言・情報提供を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

田上 麻衣子、MO'OTZ KUXTAL 任意ガイドライン、一般財団法人バイオインダストリー協会「平成28年度我が国におけるデータ駆動型社会に係わる基盤整備(生物多様性総合対策事業)委託事業報告書」、査読無、2017、182-192頁

田上 麻衣子、名古屋議定書の実施と伝統的知識の保護、専修法学論集、査読無、第128号、2016、91-134頁

田上 麻衣子、伝統的知識をめぐる国際動向、一般財団法人バイオインダストリー協会「平成27年度環境対応技術開発等(生物多様性総合対策事業)委託事業報告書」、査読無、2016、291-302頁

田上 麻衣子、名古屋議定書実施のためのEU規則の概要と課題、東海法学、査読無、第49号、2015、190-228頁

田上 麻衣子、インドのABSガイドライン2014の概要、一般財団法人バイオインダストリー協会「平成26年度環境対応技術開発等(生物多様性総合対策事業)委託事業報告書」、査読無、2015、309-319頁

田上 麻衣子、CBD第12回締約国会議(COP12)における第8条j項関連の議論、一般財団法人バイオインダストリー協会「平成26年度環境対応技術開発等(生物多様性総合対策事業)委託事業報告書」、査読無、2015、187-195頁

田上 麻衣子、ASEANにおける遺伝資源及び伝統的知識の保護に係る取組と課題、一般財団法人バイオインダストリー協会「平成25年度環境対応技術開発等(生物多様性総合対策事業)委託事業報告書」、査読無、2014、242-258頁

[学会発表](計6件)

田上 麻衣子、伝統的知識をめぐる国際的動向、琉球大学国際沖縄研究所 公開シンポジウム「グローバル化のなかの伝承/伝統的知識」、2017年2月18日、沖縄県立博

物館・美術館(沖縄県)

田上 麻衣子、伝統的知識の保護に関する国際動向と日本伝統医学への影響、第67回日本東洋医学会学術総会国際委員会・用語委員会シンポジウム、2016年6月4日、サンポートホテル高松(香川県)

田上 麻衣子、伝統的知識の最新動向と日本伝統医学への影響、日本医療研究開発機構委託研究プロジェクト2015年度シンポジウム「日本の伝統医学を取り巻く最新の国際状況」、2016年3月26日、東京衛生学園専門学校(東京都)

田上 麻衣子、伝統的知識に関する国内外の最新動向、平成26(2014)年度厚生労働科学研究委託費(地域医療基盤開発推進研究事業)シンポジウム「日本の伝統医学を取り巻く最新の国際状況」、2015年1月31日、飯田橋レインボービル(東京都)

田上 麻衣子、遺伝資源及び伝統的知識に関する論点と国際動向、日本東洋医学サミット会議シンポジウム「日本の伝統医学を取り巻く国際状況」、2014年4月6日、学校法人後藤学園(東京都)

田上 麻衣子、生薬、研究資源としての薬用植物の活用と生物多様性条約、日本生薬学会第60回年会シンポジウム、2013年9月7日、北海道医療大学(北海道)

6. 研究組織

(1)研究代表者

田上 麻衣子(TANQUE, Maiko)
専修大学・法学部・准教授
研究者番号: 80408020

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし